

## 有限会社ケアプランナー横手 一般事業主行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：「育児休業」とは別に「子の看護休暇」が1人につき10日取得できることや、就業規則では無給としてあるが、有給とする旨の周知や情報提供を行い、利用を促す。併せて産前・産後休業や育児休業、男性の育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除など制度の周知や情報提供を行う

- 令和 6 年 11 月～ 前回作成したパンフレットに厚みを持たせるため  
法に基づく諸制度の再調査 休暇に関しては就業規則の変更手続き
- 令和 7 年 2 月～ 制度に関するパンフレットを作成し配布、職員への周知

目標 2：計画期間内に、育児休業または育児目的休暇の取得率を次の水準以上にする  
男性職員 … 計画期間中に育児休業 10%以上取得すること  
(配偶者が出産した人数の 10%以上)  
看護休暇取得率は 20%以上  
女性職員 … 取得率を 80%以上にすること

＜対策＞

- 令和 7 年 4 月～ 職員の具体的なニーズ調査、検討開始
- 令和 7 年～ 対象者がいる場合、支援プランに添って支援を進めていく